臨時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

フジトミ証券株式会社の最終事業年度
に係る計算書類等の内容

2021年12月28日

株式会社 小林洋行

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.kobayashiyoko.com）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、当初はパンデミックによる海外のロックダウンや日本の緊急事態宣言発令等により、世界経済が麻痺するような状態になりましたが、世界各国が大規模財政策や金融緩和を進め、有効なワクチンの普及も2020年後半から広がり始めたことで、緩やかに正常化へ向かって進んでおります。また、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査（短観）の３月調査では、大企業・製造業の景況指数（ＤＩ）はプラス５となり、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を回復する一方、非製造業ではマイナス１と感染拡大前を依然下回り、業種間で回復のスピードはばらつきがみられます。

為替市場では、米国の相次ぐ大規模な財政策や早急に進めるワクチン接種に伴い、経済正常化への期待が高まったため、米長期金利の上昇により、主要通貨に対して全般的にドル高基調が強まりました。また、ワクチン普及による世界的な経済正常化への期待に伴い、原油を始めとした資源価格の上昇により、資源国通貨（南アランド、メキシコペソ、カナダドルなど）も徐々に下値を切り上げる展開になっております。３月にはトルコのエルドアン大統領が、利上げを進めていたトルコ中銀の総裁と副総裁を突然更迭したことで信認が失墜し、トルコリラの急落を招きました。

株式市場では、パンデミックによる世界的なロックダウン時は、過度なリスク回避により暴落的な動きになりましたが、世界的な大規模財政策や金融緩和、ワクチンの普及等により、過度なリスク回避の動きは後退しました。また、米国の現金給付や失業保険給付の拡充で得た資金を使い、株式市場に投資するロビンフッターと呼ばれる若年投資家が急増し、米国株を押し上げました。そのため、世界的にも安心感が広がり、リスク選好の世界株高の様相となり、２月16日には日経平均株価も一時30年半ぶりの高値となる３万714円まで上昇しております。

商品先物市場においては、パンデミック当初は安全資産としての金買い・原油売りが強まりましたが、経済正常化への期待が高まってくると、産油国の減産もあり、2020年11月頃から原油の買い戻しが強まりました。

一方で「経済正常化への期待」と「先行きのインフレ率上昇への懸念」が米長期金利の上昇を招き、金利の付かない金は売りが強まる展開となりましたが、先行きのインフレ率上昇への懸念は、インフレヘッジの現物商品買いになるという連想から、過度な売りにはつながっておりません。また、工業製品である白金は、経済正常化への期待が高まるとともに底堅く推移しております。

このような環境の中、「投資サービス事業」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う初回の緊急事態宣言中に、自宅待機や交代出社で営業を大幅に自粛して以降も感染の拡大は終息せず、２度目の緊急事態宣言発令期間中も含め、年間を通して、予定していたイベントやセミナーの開催が制限され、対面営業も大きな制約を受けることとなりました。この間、オンラインセミナーの開催、YouTube動画の配信や顧客とのオンラインミーティングの開始など、非対面の顧客アプローチや社内環境の整備を進めてまいりましたが、対面営業を主体としている当社にとっては、非常に厳しい営業環境となりました。また、取引所間の商品移管に関する各種手続きに対応するほか、顧客本位の業務運営を実践するための社内管理体制の整備にも注力してまいりました。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年間を通じて出社や営業活動の制約を受けることとなり、非常に厳しい営業環境が続きましたが、第２四半期以降は、テレワーク環境の整備と利用の定着を進めるとともに、外貨建て保険の料率改定前の駆け込み需要の取り込みや紹介による大口案件の獲得等により、業績の底上げを図ってまいりました。

また、不動産事業につきましては、コロナ禍で、初回の緊急事態宣言中に一部販売活動の停滞があったものの、販売委託先の不動産業者との連携等に注力し、販売用不動産については順調に売却を進めることができました。しかし、コロナ禍で、不動産市況の動向を見極めるため、上半期に新規仕入れを控えていた影響で、販売用不動産の期末在庫は前期末に比べて大きく減少しております。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、営業収益2,057百万円（前期比4.7％減）、営業総利益1,709百万円（同4.6％減）、営業損失109百万円（前期は113百万円の営業損失）、経常損失84百万円（前期は121百万円の経常損失）、当期純損失は123百万円（前期は127百万円の当期純損失）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

イ．投資サービス事業

当事業年度の投資サービス事業の営業収益及び営業総利益は1,360百万円（前期比9.4％減）、営業損失は132百万円（前期は100百万円の営業損失）となりました。

＜商品先物取引受託業務＞

商品先物取引受託業務の受取手数料は338百万円（前期比40.4％減）となりました。

主な市場別の受取手数料は、貴金属市場が319百万円（同41.3％減）、エネルギー市場は９百万円（同16.9％減）、ゴム市場は６百万円（同62.0％増）となっております。

＜金融商品取引受託業務＞

金融商品取引受託業務の受取手数料は1,011百万円（前期比13.0％増）となりました。

商品別の受取手数料は、取引所為替証拠金取引（くりっく365）が493百万円（同66.5％増）、取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）が518百万円（同13.4％減）となっております。

＜その他＞

くりっく365振興料等は10百万円（前期比80.3％減）となりました。

※当社における商品先物取引自己売買業務（前期は14百万円の損失）は、2020年４月１日付で廃止しております。

ロ．生活・環境事業

当事業年度の生活・環境事業は営業収益696百万円（前期比6.1％増）、営業総利益は349百万円（同20.4％増）、営業利益は22百万円（前期は12百万円の営業損失）となりました。

＜保険募集業務＞

保険募集業務の受取手数料は279百万円（前期比26.0％増）となりました。

＜不動産業＞

不動産の賃貸料収入は43百万円（前期比4.6％増）、不動産販売の売上高は372百万円（同2.9％減）となりました。

＜その他＞

その他収益は１百万円（前期比83.7％減）となりました。

営業収益の推移

最近２事業年度における当社の営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

（単位：千円）

区分		第68期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）		第69期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）	
内訳		金額	構成比	金額	構成比
受取手数料	商品先物取引		%		%
	貴金属市場	544,935	25.2	319,937	15.5
	農産物・砂糖市場	8,153	0.4	2,833	0.1
	ゴム市場	3,752	0.2	6,078	0.3
	エネルギー市場	11,896	0.6	9,886	0.5
	商品先物取引計	568,737	26.3	338,735	16.5
	金融商品取引				
	取引所為替証拠金取引	296,354	13.7	493,329	24.0
	取引所株価指数証拠金取引	598,631	27.7	518,303	25.2
	金融商品取引計	894,985	41.5	1,011,632	49.2
	生損保の募集	222,018	10.3	279,851	13.6
	小計	1,685,741	78.1	1,630,219	79.2
売買損益	商品先物取引売買損益	△14,282	△0.7	－	－
	小計	△14,282	△0.7	－	－
売上高	不動産販売	383,267	17.8	372,001	18.1
	ＬＥＤ照明等	856	0.0	71	0.0
	小計	384,124	17.8	372,072	18.1
不動産賃貸料収入		41,395	1.9	43,310	2.1
その他		62,095	2.9	11,976	0.6
合計		2,159,074	100.0	2,057,579	100.0

（注）１．構成比は小数点第２位を四捨五入しております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の設備投資の総額は61百万円で、その主なものは、商品関連デリバティブ取引のシステム費用45百万円であります。

当事業年度中に当社が実施いたしました固定資産の除却及び売却等に、重要なものはありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区　分	第 66 期 2018年３月期	第 67 期 2019年３月期	第 68 期 2020年３月期	第 69 期 (当事業年度) 2021年３月期
営業収益	1,739,225千円	1,827,163千円	2,159,074千円	2,057,579千円
当期純損失(△)	△323,499千円	△241,046千円	△127,478千円	△123,496千円
１株当たり当期純損失(△)	△48円83銭	△36円39銭	△19円24銭	△18円64銭
総資産	7,181,509千円	7,156,898千円	7,982,894千円	6,948,662千円
純資産	2,504,012千円	2,251,203千円	2,119,523千円	2,008,989千円
１株当たり純資産額	377円99銭	339円82銭	319円95銭	303円26銭

(注) 第68期より非連結となりましたので、第66期及び第67期につきましても、当社単体の財産及び損益の状況を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第 66 期 2018年３月期	第 67 期 2019年３月期
営業収益	1,787,043千円	1,910,352千円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△317,847千円	△245,853千円
１株当たり当期純損失(△)	△47円98銭	△37円11銭
総資産	7,199,490千円	7,170,358千円
純資産	2,513,065千円	2,255,377千円
１株当たり純資産額	379円34銭	340円45銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社小林洋行で、同社は当社の株式3,553千株（議決権比率53.63%）を保有しております。

当社は、同社との間において記載すべき重要な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は５期連続で営業損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、当社の財政状態は、自己資本が2,008百万円、現金及び預金残高が1,159百万円となっており、また、外部借入にも依存しておりません。以上のことから、翌事業年度の事業計画に基づく資金計画により評価を実施した結果、当社は資金面に支障はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当社は、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより業績の黒字化を達成し、早期に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消されるよう取り組んでまいります。

「投資サービス事業」につきましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、YouTubeでの動画配信など非対面での営業手法を整備するとともに、営業社員の増員や、小規模な地方セミナー開催による顧客接点の増加により、金融商品取引を中心とした新規顧客層の拡大に努めてまいります。また、営業社員の金融リテラシー向上等により顧客満足度を高め、安定的な顧客基盤を確立するとともに、業績給等の営業経費削減による収益力の強化に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましても、新型コロナウイルス対策として、テレワークなど社内環境の整備と利用の定着を進めるとともに、社会情勢の変化と広範な顧客ニーズに応えるため、営業社員の総合的なスキルアップを図り、保険商品のみでなく付帯サービスも含めた対応力を強化することで顧客満足度を高め、顧客基盤の安定化と拡大を図ってまいります。また、既存顧客に対する生損保のクロスセルも強化して、収益の拡大を図ってまいります。

不動産業につきましては、コロナ禍の不動産市況への影響を注視しながら仕入活動を強化することで、短期の効率的な資金回転を目指す販売事業（フ

ロー）と安定した賃料収入を確保する運用事業（ストック）の両事業を推進し、堅固な事業基盤を確立するとともに、いかなる経済環境下においても持続的かつ安定した収益が確保できるよう取り組んでまいります。

また、当社は上記施策による既存事業の収益力強化と、徹底した営業経費の見直しによるコストダウンにより安定的な収益基盤の確立を図るとともに、コンプライアンス意識の向上と「お客様本位の業務運営方針」の浸透を全社員へ徹底して企業価値を高め、より多くのお客様に支持される会社作りに総力を結集して取り組んでいく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、投資サービス事業、生活・環境事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 投資サービス事業

イ．商品先物取引業

大阪取引所及び東京商品取引所に上場されている各種の商品先物取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務（受託業務）を行っております。

※当社における自己売買業務は、2020年４月１日付で廃止しております。

ロ．金融商品取引業

東京金融取引所に上場されている「取引所為替証拠金取引（くりっく365）」及び「取引所株価指数証拠金取引（くりっく365株）」について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務（受託業務）を行っております。

ハ．その他

金地金販売を行っております。

※現在、金地金の密輸・マネーロンダリング対策の観点から金地金の販売・買取を休止しています。

② 生活・環境事業

イ．保険募集業務

生命保険の募集及び損害保険代理店業務を行っております。

ロ．不動産業

不動産の賃貸及び不動産の販売を行っております。

ハ．その他

太陽光発電機・ＬＥＤ照明等の販売を行っております。

※当事業年度の太陽光発電機の販売実績はありません。ＬＥＤ照明については新規受注営業を停止し、保守業務の対応のみを行っております。

(6) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

本　社　　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目15番５号
支　店　　大阪支店（大阪市中央区）
営業所　　保険事業部福岡営業所（福岡市中央区）
　　保険事業部熊本営業所（熊本市中央区）

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
投資サービス事業	84（10）名	4名減　（－）
生活・環境事業	24　(7)	3名増（1名増）
全社（共通）	13　(1)	1名減　（－）
合計	121（18）	2名減（1名増）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121（18）名	2名減(1名増)	43歳1ヶ月	9年8ヶ月

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	－　千円

（注）期末借入残高はありませんが、㈱りそな銀行と当座借越契約を締結しております。また、㈱みずほ銀行と締結していた当座貸越契約は、2020年９月18日付で解約しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社が受託した商品先物取引に関し、１件の損害賠償請求事件が係争中であります。これは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所へ提訴されたものであり、損害賠償請求額は９百万円であります。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

また、金融商品取引に関し、２件の損害賠償請求事件が係争中であります。これらは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所へ提訴されたものであり、損害賠償請求合計額は37百万円であります。このうちの１件は、ＮＹダウの急落によるロスカットで発生した立替金0.9百万円の請求を、当社を原告として裁判所への提訴したことに対して相手方が棄却を求め、別訴にて損害賠償請求を提訴されたものであります。これらに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

上記の訴訟はいずれも現在手続が進行中であり、現時点では結果を予想することは困難であります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　18,000,000株
②　発行済株式の総数　　6,860,000株
③　株主数　　2,129名
④　大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社小林洋行	3,553,200株	53.63%
石崎實	266,400	4.02
株式会社東京洋行	223,600	3.37
特定有価証券信託受託者株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	201,000	3.03
共和証券株式会社	200,000	3.01
株式会社りそな銀行	140,000	2.11
細金英光	107,300	1.61
新堀博	102,900	1.55
トウヨウ　セキュリティーズアジアリミテッド	79,800	1.20
パーシングディヴィジョンオブドナルドソンラフキンアンドジェンレットエスイーシーコーポレイション	76,000	1.14

（注）１．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．当社は、自己株式を235,390株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細金英光	
取締役	新堀博	投資サービス事業本部管理担当本部長 ㈱日本ゴルフ倶楽部監査役
取締役	茅根伸年	投資サービス事業本部営業担当本部長
取締役	渡辺宏	㈱小林洋行取締役業務部長 ㈱日本ゴルフ倶楽部取締役 ㈱小林洋行コミュニケーションズ監査役 ㈱三新電業社監査役
取締役	中井省	ｉｎＱｓ㈱取締役
常勤監査役	上田勤	
監査役	伊藤進	弁護士
監査役	上村成生	上村成生税理士事務所所長 ㈱安藤・間社外監査役 矢崎総業㈱社外監査役 ＴＳＰ太陽グループ㈱社外監査役 ＴＳＰ太陽㈱社外監査役

（注）１．取締役中井省氏は、社外取締役であります。
２．監査役伊藤進氏及び上村成生氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役上田勤氏は、当社で長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外監査役伊藤進氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．社外監査役上村成生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は社外取締役中井省氏並びに社外監査役伊藤進氏及び上村成生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．代表取締役社長細金英光氏は、2020年５月14日付で㈱日本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を退任いたしました。
８．取締役新堀博氏は、2020年６月８日付で業務本部長及び経理部長の職務を解嘱となっております。
９．取締役茅根伸年氏は、2021年４月１日付で投資サービス事業本部営業担当本部長の職務を解嘱となっております。
10．2020年６月26日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役大丸直樹氏は任期満了により退任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a．基本方針

当社の取締役の報酬は、原則として固定報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

但し、事業年度ごとに、代表取締役社長が必要と判断した場合は、業績連動報酬を支給することができるものとし、非金銭報酬（株式報酬）は現時点では採用しない。

b．固定報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定方針

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定の時期に支給する金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、貢献度、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c．業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業収益に対す

る一定割合又は営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、業績の発生に応じて一定の時期に支給する。
なお、業績連動報酬の額は、支給対象とする取締役の固定報酬を超えない範囲で、業績指標や算定方法を決定するものとする。

d. 固定報酬、業績連動報酬又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針
現時点では割合は定めない。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬を支給する場合の業績指標と算定方法を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	58,568 (6,000)	52,800 (6,000)	5,768 (－)	－ (－)	4 (1)
監　査　役 （うち社外監査役）	15,600 (7,800)	15,600 (7,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合　　計 （うち社外役員）	74,168 (13,800)	68,400 (13,800)	5,768 (－)	－ (－)	7 (3)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第54回定時株主総会において月額16,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名です。
２．監査役の報酬限度額は、2000年６月28日開催の第48回定時株主総会において月額3,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。
３．無報酬の取締役２名は、上記の員数に含まれておりません。
４．業績連動報酬等にかかる業績指標は、投資サービス事業本部が受け取る毎月の委託手数料であり、その実績は1,350百万円であります。当該指標は当社において主要な収益であるため選択しております。
５．取締役会は、代表取締役社長細金英光氏に対し各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の業績指標と算定方法を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

ハ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役中井省氏は、ｉｎＱｓ㈱の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役上村成生氏は、上村成生税理士事務所所長、㈱安藤・間の社外監査役、矢崎総業㈱の社外監査役、ＴＳＰ太陽グループ㈱及びＴＳＰ太陽㈱の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　中井　省	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに出席いたしました。取締役会では主に金融行政における長年にわたる豊富な経験と深い見識から意見を述べており、業務を執行する経営陣から独立した客観的視点から社外取締役として適宜、助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役　伊藤　進	当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回に、また、監査役会６回のうち５回に出席いたしました。 主に法律の専門家としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役　上村成生	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに、また、監査役会６回の全てに出席いたしました。 主に会計・財務の専門家としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,700千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,700千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合並びにその他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、上記解任事由により、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制及び財務報告の適正性を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

①＜取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため「コンプライアンス基本方針」を定め経営の最重要課題の一つとして位置付けている。

当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止する。

当社は、監査役による取締役の職務執行についての監査が有効に行われる体制を整備し、維持する。

②＜取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＞

取締役の職務執行状況に係る情報は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他に適正に記録し、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」に基づき適正に保存及び管理する。取締役及び監査役はこれらをいつでも閲覧できるものとする。

③＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

当社は、取締役会の決議により、リスク管理に関する規程を定め、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心になってリスク管理にあたる。リスク管理を有効に機能させるため、各種のリスクに関する情報が、迅速に社長、常勤取締役に報告される体制の整備・維持を図る。また、必要に応じて、社内にプロジェクトチームを設置して被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図っていく。

なお各部署の日常的なリスク管理は、「リスク管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき所管部署を明確にして実施する体制としている。

④＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月１回以上取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。

また、当社は、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数とし、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取

締役の効率的な職務の執行を確保していく。

なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制としている。

⑤＜使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、経営理念に従った行動を実践することを確保するため「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

当社は、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場としてコンプライアンス委員会を設置し、当該協議内容は取締役会へ報告する体制としている。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを検証するため、「内部監査規程」に基づき、監査室による内部監査を年１回以上実施する。

⑥＜当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うとともに、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく。

関係会社については、当社から役員を派遣して取締役会の運営状況を把握するとともに、「関係会社管理規程」に基づき総務部等管理担当部署が管理し、業務の適正な運営を確保していく。

⑦＜監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性・実効性に関する事項＞

監査役会及び監査役の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め監査役会に通知し、その意見を尊重する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の「就業規則」に従うが、当該職務期間中においては、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属する体制とする。

⑧＜取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。

監査室（内部監査実施部門）及び会計監査人と密接な連携を保っており、それぞれの監査結果は監査役会に報告される体制としている。

当社及び関係会社において不正行為、法令･定款に違反する重要な事実が生じる恐れがある場合又は生じた場合、及び、当社及び関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合、取締役及び使用人は当該事実に関する事項を監査役に報告する。

また、監査役に報告を行った者が、当該行為を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう必要な体制を整備する。

⑨＜監査役の職務の執行において生じる費用等の処理に係る方針に関する事項＞

監査役より監査費用の前払い又は償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務の支障がないよう速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩＜財務報告の適正性を確保するための体制＞

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

⑪＜反社会的勢力の排除に向けた体制＞

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①＜コンプライアンスに関する取組み＞

当社は「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンスへの取組みを浸透させるため、「コンプライアンスマニュアル」を作成して全職員に配付しております。また、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、関連規程の整備、教育啓発活動などの継続実施による体制整備を図っております。また、コンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンスに関する幅広い情報収集と対応による体制強化を図っております。

その他の主な活動としては、年度毎にコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンスに関する課題に対応しております。プログラムの進捗状況は四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会において確認され、取締役会に報告されており、当期のプログラムは全項目を実施・終了しております。

②＜リスク管理に関する取組み＞

企業経営に重大な悪影響を及ぼすリスクが顕在化した場合の対応について「リスク管理規程」等を整備し、リスクが顕在化したときの対応に関する手順を役職員に対し周知・運用しております。顕在化したリスクについては、取締役会及びコンプライアンス委員会で報告され、確認・検証を行っております。

③＜取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み＞

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会における意思決定のルールを明確化しており、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数としております。また、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を計12回開催（書面開催３回を含む）し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。

④＜監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み＞

当社の監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されており、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会において必要に応じ代表取締役、取締役等と監査内容について意見交換を行うほか、会計監査人及び内部監査部門と連携し監査の実効性向上を図っております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,173,364**	**流動負債**	**4,638,744**
現金及び預金	1,159,888	未払金	83,901
委託者未収金	61,989	未払法人税等	9,108
販売用不動産	321,345	未払費用	45,301
前渡金	300	預り金	13,664
前払費用	35,212	預り証拠金	2,475,061
保管有価証券	257,031	受入保証金	1,987,921
差入保証金	3,857,751	前受収益	1,857
委託者先物取引差金	402,847	賞与引当金	18,197
預託金	48,000	その他	3,730
その他	32,751	**固定負債**	**277,725**
貸倒引当金	△3,753	長期未払金	33,092
固定資産	**775,297**	退職給付引当金	241,549
有形固定資産	**338,994**	その他	3,083
建物	79,654	**特別法上の準備金**	**23,202**
構築物	382	商品取引責任準備金	19,207
器具及び備品	2,275	金融商品取引責任準備金	3,995
土地	256,681	**負債合計**	**4,939,672**
無形固定資産	**6,564**	**純資産の部**	
ソフトウェア	6,564	**株主資本**	**2,014,349**
投資その他の資産	**429,738**	**資本金**	**1,200,000**
投資有価証券	124,423	**資本剰余金**	**312,840**
関係会社株式	30,000	資本準備金	312,840
出資金	10	**利益剰余金**	**541,065**
長期差入保証金	176,125	利益準備金	130,000
従業員長期貸付金	6,612	その他利益剰余金	411,065
破産更生債権等	51,849	別途積立金	500,000
長期前払費用	1,549	繰越利益剰余金	△88,934
会員権	4,025	**自己株式**	**△39,556**
預託金	2,000	**評価・換算差額等**	**△5,360**
その他	86,658	**その他有価証券評価差額金**	**△5,360**
貸倒引当金	△53,514	**純資産合計**	**2,008,989**
資産合計	**6,948,662**	**負債純資産合計**	**6,948,662**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
受取手数料	1,630,219	
売上高	372,072	
賃貸料収入	43,310	
その他	11,976	2,057,579
売上原価	347,753	347,753
営業総利益		**1,709,825**
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,819,377	1,819,377
営業損失		**109,552**
営業外収益		
受取利息	2,468	
受取配当金	2,125	
受取地代家賃	1,035	
貸倒引当引当金戻入額	15,771	
その他	4,220	25,620
営業外費用		
賃貸料原価	964	964
経常損失		**84,896**
特別利益		
投資有価証券売却益	27,057	
商品取引責任準備金戻入額	3,542	30,600
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	808	
早期退職特別加算金	4,000	
減損損失	58,494	63,302
税引前当期純損失		**117,598**
法人税、住民税及び事業税		5,898
当期純損失		**123,496**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	600,000	△45,563	684,436	△39,556	2,157,719
当期変動額									
剰余金の配当						△19,873	△19,873		△19,873
当期純損失						△123,496	△123,496		△123,496
別途積立金の取崩					△100,000	100,000	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△100,000	△43,370	△143,370	－	△143,370
当期末残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	500,000	△88,934	541,065	△39,556	2,014,349

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△38,196	△38,196	2,119,523
当期変動額			
剰余金の配当			△19,873
当期純損失			△123,496
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32,836	32,836	32,836
当期変動額合計	32,836	32,836	△110,533
当期末残高	△5,360	△5,360	2,008,989

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

株式会社　フ　ジ　ト　ミ
取締役会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　逸　見　宗　義　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　ゆりか　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フジトミの2020年４月１日から2021年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議にオンライン形式も取り入れて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月12日

株式会社フジトミ　監 査 役 会

常勤監査役　上　田　勤　㊞

社外監査役　伊　藤　進　㊞

社外監査役　上　村　成　生　㊞

以　上

個　別　注　記　表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（2006年２月７日　法務省令第13号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（1993年３月３日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して作成しております。

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式　総平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

なお、保管有価証券は商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産　個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛販売用不動産　個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに器具及び備品のうち映像コンテンツ機器については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10年
器具及び備品	３～20年

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

商品取引責任準備金　商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

金融商品取引責任準備金　金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において区分掲記しておりました「受取保険金」（前事業年度　1,517千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて記載しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日。）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　　338,994千円

無形固定資産　　6,564千円

(2) 固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローを見積り、減損の要否の判定を実施しております。固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。新型コロナウイルス感染症の影響については、当社が計算書類等作成時点で判断する一定期間（2022年3月末まで）の影響を会計上の見積りに反映しております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
預託金	8,000千円
合計	58,000千円

取引銀行との当座貸越契約（当座貸越極度額50,000千円）、商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金による代位弁済委託契約額20,000千円及び金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項第4号に基づく特定委託者保護基金による代位弁済委託契約額20,000千円に対し、上記資産を担保に供しております。

上記物件に対応する債務はありません。

(2) 預託資産

取引証拠金等の代用として㈱日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	255,636千円
投資有価証券	38,590千円
合計	294,226千円

(3) 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産額はありません。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は20,000千円であります。

(4) 分別保管資産

金融商品取引法第43条の2の規定に基づき、日証金信託銀行㈱に分別保管しております。

預託金（顧客分別金信託）　　20,000千円

(5) 有形固定資産の減価償却累計額　185,400千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(6) 商品取引責任準備金

商品取引責任準備金は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

(7) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、金融商品取引法第46条の5の規定に基づくものであります。

(8) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

長期金銭債権　25,740千円

5．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業収益	1,299千円
営業費用	40,032千円
営業外収益	1,100千円

(2) 減損損失

①減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都中央区　他	事務所、事務用機器及び基幹システム等	建物、器具及び備品、ソフトウェア等

②減損損失の認識に至った経緯

上記資産グループについて、収益性の低下が認められるため、その帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失の金額

建物	5,522千円
器具及び備品	2,880千円
ソフトウェア	43,910千円
ソフトウェア仮勘定	4,320千円
その他無形固定資産	1,770千円
長期前払費用	91千円
合計	58,494千円

④資産グルーピングの方法

当社は事業用資産について、事業部を基準としたグルーピングを行っております。

⑤減損損失の回収可能価額の算定法

回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,860,000株	―株	―株	6,860,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	235,390株	―株	―株	235,390株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2020年６月26日開催の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　19,873千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　3円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年６月29日開催予定の第69回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　19,873千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　3円
・基準日　2021年３月31日
・効力発生日　2021年６月30日

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期の預金及び満期保有目的債券によっております。

②金融商品の内容とそのリスク

差入保証金は、当社の顧客が行っている商品先物取引に係る預り証拠金及び金融商品取引に係る受入保証金であり、商品先物取引に基づくクリアリング・ハウス及び㈱東京金融取引所へ預託しております。また、委託者先物取引差金は、当社の顧客が行っている商品先物取引に係る値洗い額であり、預り証拠金により担保されているため、リスクは非常に低いものであります。長期未払金は、主に設備投資に必要な資金を調達したものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
１．現金及び預金	1,159,888	1,159,888	－
２．委託者未収金	61,989	61,989	－
３．保管有価証券	257,031	369,410	112,378
４．差入保証金	3,857,751	3,857,751	－
５．委託者先物取引差金	402,847	402,847	－
６．預託金	50,000	50,000	－
７．未収入金	9,327	9,327	－
８．投資有価証券	99,423	99,423	－
９．従業員長期貸付金	6,612	6,961	349
10．会員権	4,025		
貸倒引当金	△3,060		
会員権（純額）	965	965	－
11．破産更生債権等	51,849		
貸倒引当金	△50,454		
破産更生債権等（純額）	1,395	1,395	－
資産計	5,907,232	6,019,960	112,727
１．未払金	83,901	83,901	－
２．未払費用	45,301	45,301	－
３．未払法人税等	9,108	9,108	－
４．預り証拠金	2,475,061	2,587,439	112,378
５．受入保証金	1,987,921	1,987,921	－
６．長期未払金	31,307	31,960	653
負債計	4,632,602	4,745,634	113,031

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、委託者未収金、差入保証金、委託者先物取引差金及び未収入金は、短期間で決済されるものであるため、また、預託金は、預金と同様の性質を有すると考えられるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。保管有価証券及び投資有価証券の時価については、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。従業員長期貸付金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、期末に適用される金利にて割り引いた金額を時価としております。会員権の時価については、期末日現在における市場価格によっております。

負債

未払金、未払費用、未払法人税等、預り証拠金及び受入保証金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、預り証拠金のうち、有価証券等により預託されたものについては、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。長期未払金の時価については、支払時期に基づき国債の利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．非上場株式等（貸借対照表計上額　25,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の投資有価証券に含めておりません。関係会社株式（貸借対照表計上額　30,000千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表に記載しておりません。長期差入保証金（貸借対照表計上額　176,125千円）については、返還予定時期等を見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。

長期未払金（貸借対照表計上額　1,785千円）については、支払い時期を見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。

８．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

2021年３月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は賃貸料収入30,526千円、売上原価10,825千円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
336,336千円	457,344千円

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、又は適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切な市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当事業年度に新規取得した物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価としております。

９．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

貸倒引当金	17,535千円
賞与引当金	5,571千円
退職給付引当金	73,962千円
長期未払金	546千円
商品取引責任準備金	5,881千円
関係会社株式評価損	76,550千円
減損損失	27,736千円
税務上の繰越欠損金	254,561千円
その他有価証券評価差額金	1,641千円
その他	22,263千円
繰延税金資産小計	486,251千円
評価性引当額	△486,251千円
繰延税金資産合計	－千円

10．持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	280,002千円
持分法を適用した場合の投資の金額	35,773千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,097千円

11．関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

(2) 親会社に関する注記

親会社情報　　株式会社小林洋行（東京証券取引所に上場）

12．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	303円26銭
(2) １株当たり当期純損失	18円64銭